



③ 徳山会館

② 徳山ダム

① 水と森の学習館

④ 導水路取水口 (計画地)

⑤ 道の駅「織部の里もとす」

⑥ 導水路放流口 (計画地)

導水路放流口 (計画地)

木曾川水系連絡導水路計画ルート図
(徳山ダム導水路)

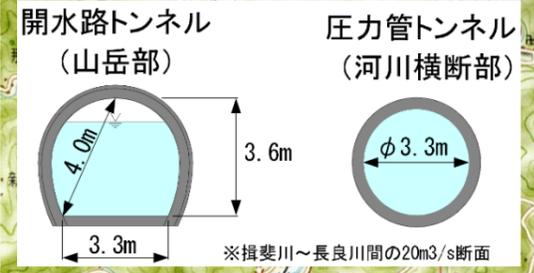
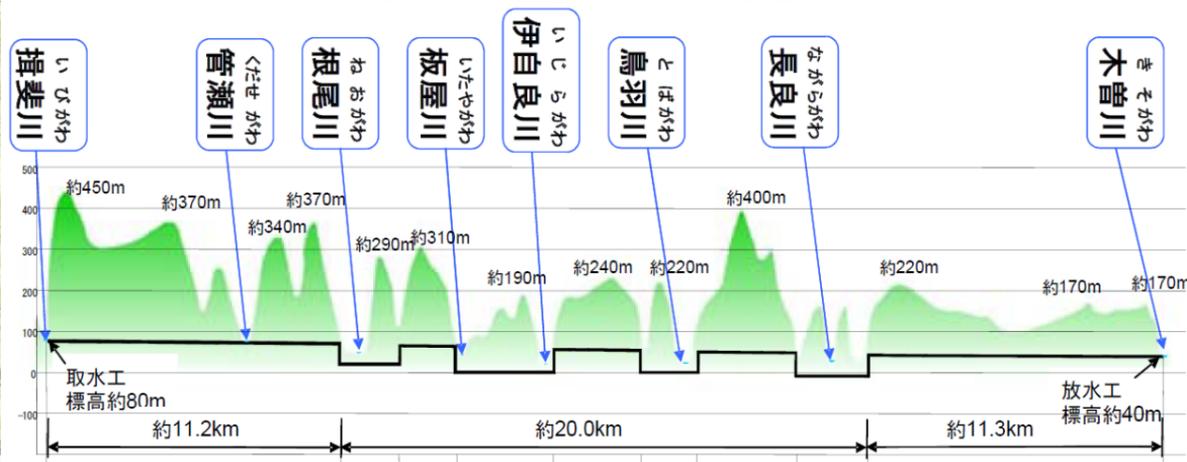
鵜飼い観覧船事務所

JR 岐阜駅

各務+原市

木曾川

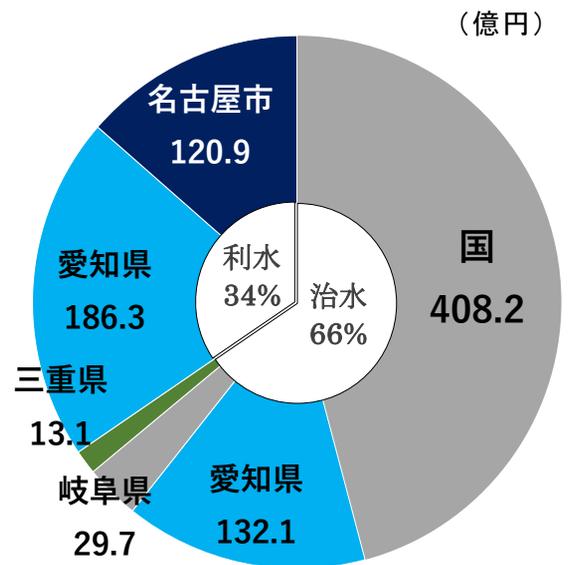
愛知県水道
名古屋水道



1 木曾川水系連絡導水路（徳山ダム導水路）事業とは



図表-1 全体計画



図表-2 費用負担

- 諸元 【上流施設】 延長約 43km、最大通水量 20.0 m³/s
 【下流施設】 延長約 1 km、最大通水量 4.7 m³/s

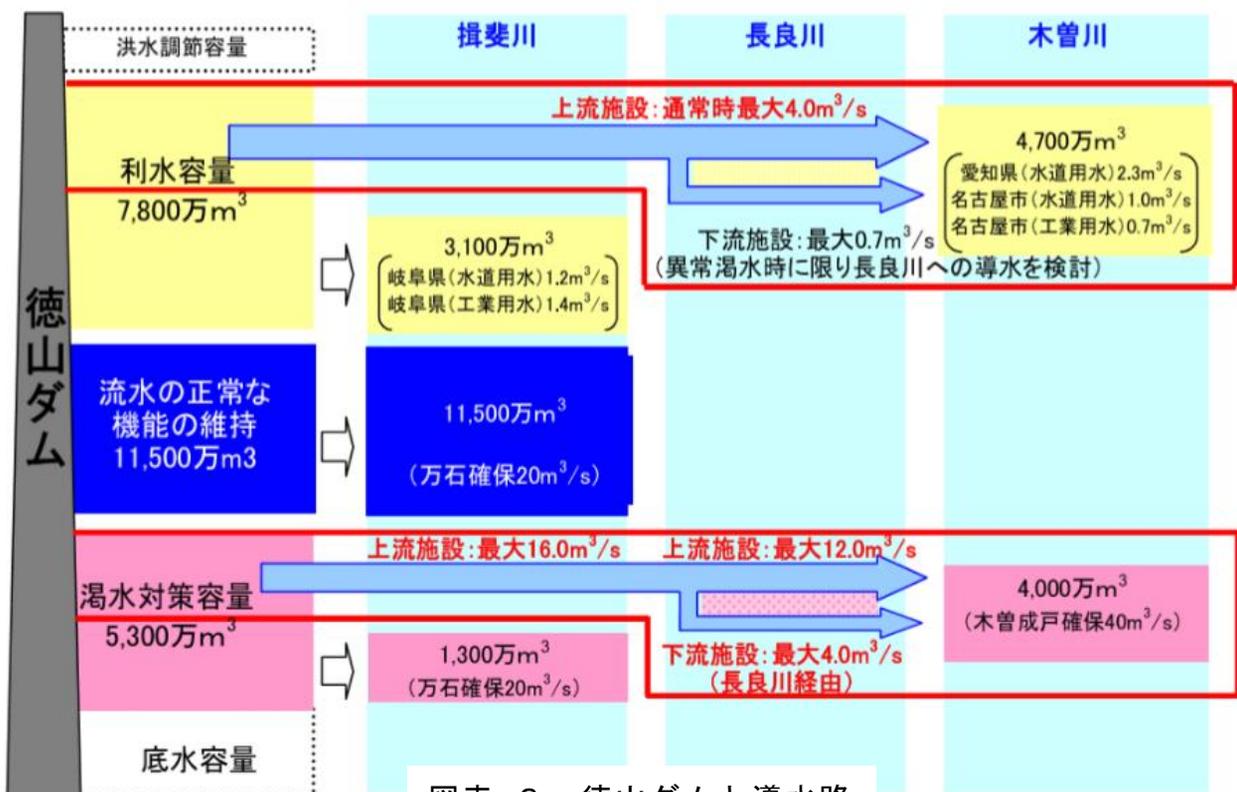
事業の目的

① 異常渇水時の緊急水の補給

木曾川水系の異常渇水時に、徳山ダムの渇水対策 容量のうち 4,000 万 m³の水を木曾川及び長良川に 導水し、河川環境の改善を行う。

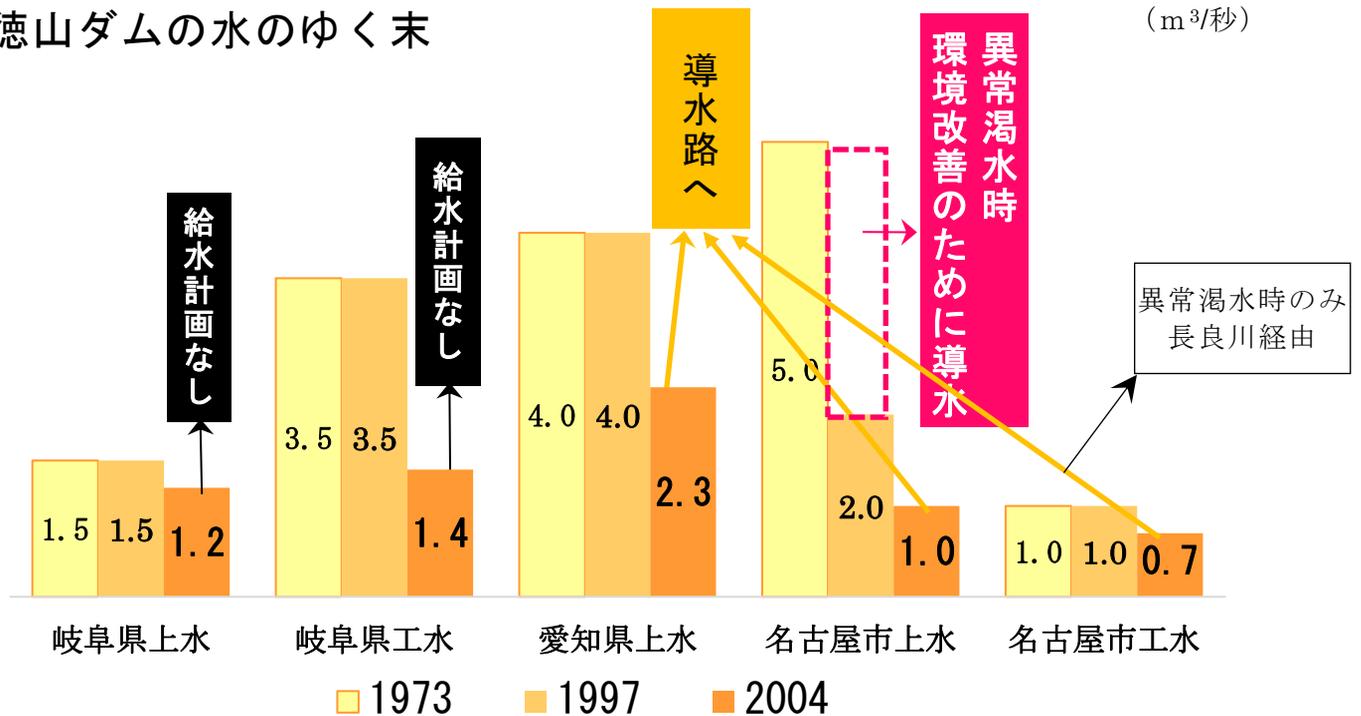
① 新規利水の供給

徳山ダムで確保される愛知県及び名古屋市の都市用水を最大 4.0 m³/s 導水し、木曾川で取水を可能にする。



図表-3 徳山ダムと導水路

2 徳山ダムの水のゆく末



図表-4 徳山ダムの水のゆく末

3 徳山ダム導水路事業の経緯

- 1973 (昭 48) 徳山ダム建設事業の決定 (フルプラン)
- 1995 (平 7) 長良川河口堰完成
徳山ダム建設事業審議会の設置
- 1997 (平 9) 名古屋市 3.0 トン返上 (フルプラン見直し)
- 2003 (平 15) 徳山ダム事業費 3500 億円に増額
- 2004 (平 16) 一斉に部分撤退 (フルプラン全部変更)
- 2007 (平 19)
8月 導水路事業計画三県一市合意
12月 「長良川市民学習会」 発足
- 2008 (平 20)
3月 「導水路は要らない！愛知の会」 発足
5月 徳山ダム運用開始
河村名古屋市長 「導水路撤退」 を表明
9月 岐阜県知事に導水路事業 「合意撤回」 要請
署名 32,000 筆提出
- 2009 (平 21)
10月前原国交大臣導水路 「凍結」 表明
- 2010 (平 22)
12月 木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる 「検討の場」 が始まる
- 2015 (平 27) 11月 第3回 「検討の場」 (幹事会) 開催

2008. 4/23 岐阜新聞

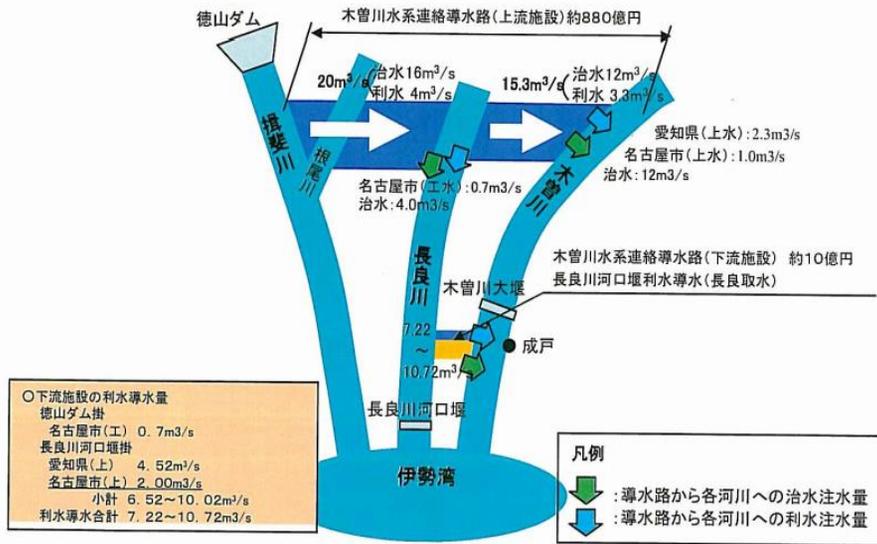


2008. 4/23 毎日新聞



2009年10月9日
中日新聞夕刊

4 導水路長良川ルート狙いの河口堰ゾンビ

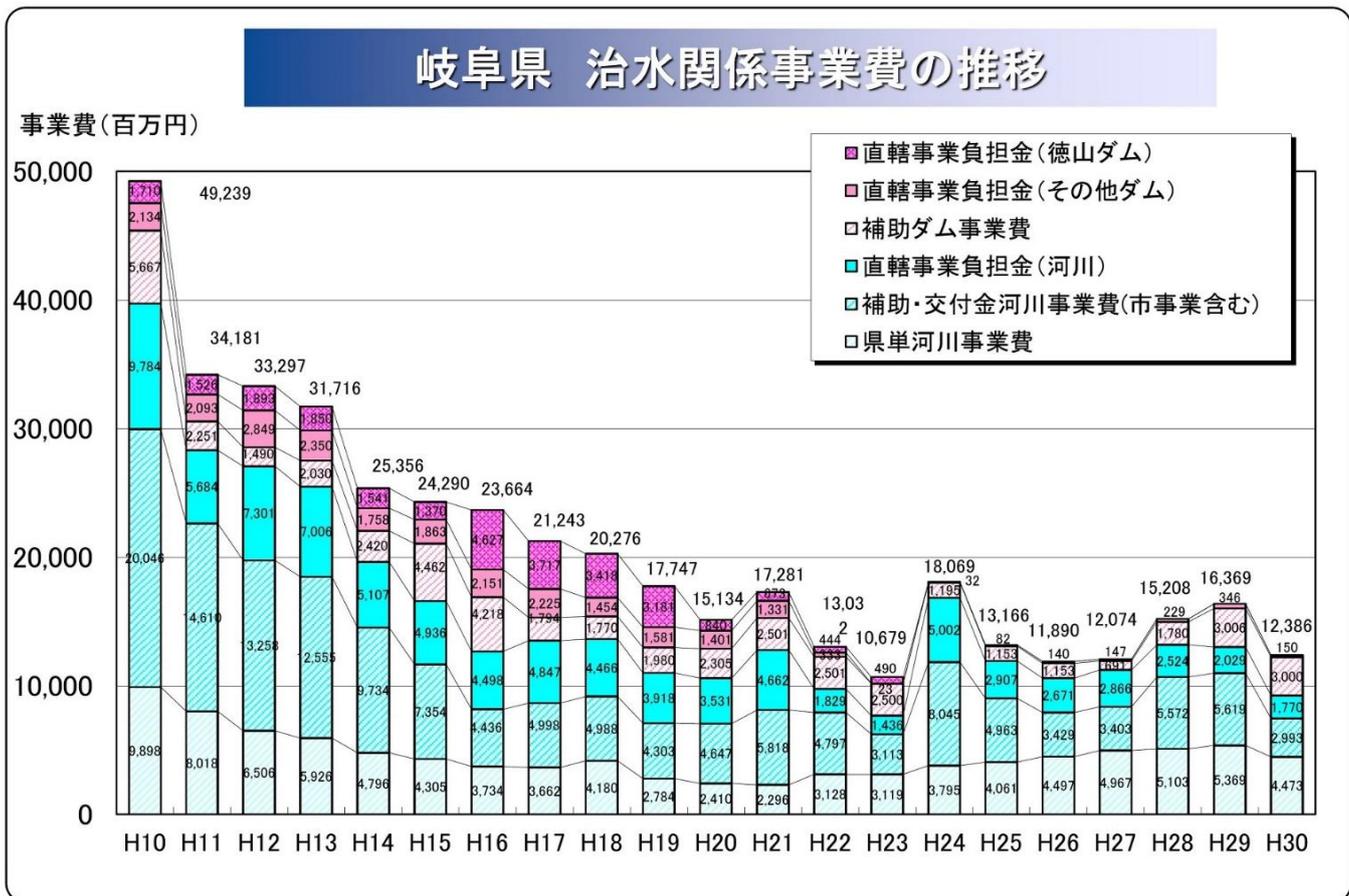
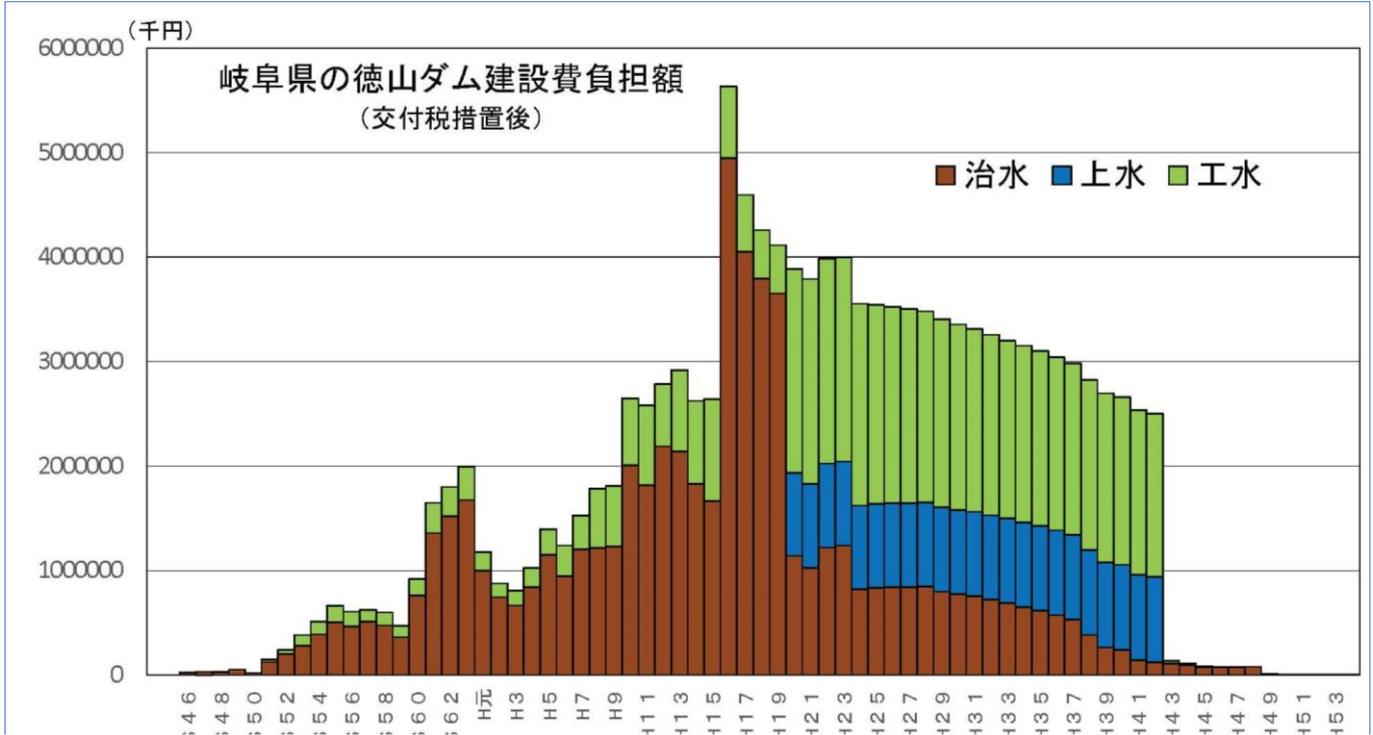


徳山ダム導水路事業関連 案内図



無駄な水源開発は「治水」を危うくするー岐阜県の場合ー

★ 岐阜県は、徳山ダム建設費負担金の水資源機構への支払い(建設費償還及び維持管理費※)をすべて一般会計からの直払いで行っている(地方財政法6条違反。他に類例はない)。徳山ダム運用開始を機に「県土整備部河川課徳山ダム係」は「都市建設部水資源課徳山ダム係」となった。やっていることは「水資源機構へ支払い」と「山林公有地化」に於ける水機構との連絡・折衝である。



※H10~H29は最終。H30は県予算ベース

- ★ H10年(1998年)あたりは、バブル崩壊による景気低迷に対して「公共事業による景気浮揚策」がとられ、とりわけ岐阜県では、「公共事業(ハコモノ建設を含む)大盤振る舞い」が行われた。当然ながら財政は悪化し、結局は「治水関係事業費」は急速に圧縮されることとなる。徳山ダム事業費大幅増額の2004年(H16年)にも全体額は増えず、他の治水事業費を削減して(※)徳山ダム建設費負担金に充てた。
- ★ 「徳山ダム係」を河川課から切り離したことで、「徳山ダム建設費負担金の支払いが、治水県警事業費を圧迫している」因果関係は直接的には存在しない(ことになっている)。しかし、徳山ダムが、中部電力の発電を除けば事実上の「治水専用ダム」と化けている以上、さまざまな形で「関係している」と見ざるをえない。
- ★ 岐阜県のダム以外の治水対策は遅々として進んでいない。

決壊対策 急ぐ自治体

岐阜県終了まで膨大な予算 要整備河川265キロ分



豪雨により、津保川からあふれ出した濁流が幹線道路に流れ込んだ
11日、岐阜県関市神野で

西日本豪雨では多くの河川で堤防が決壊した。中部地方でも護岸工事などの対策が進んでいるが、自治体関係者は、激化する豪雨災害への危機感を強めている。

岐阜県では今回、堤防決壊はなかったが、関市の津保川などで越水し、長良川の敷力所でも氾濫危険水位を超えた。郡上市では、堤防の建設予定地から一キロ足らずの地点で危険水位に到達した。

県は過去の台風被害などをを受け、二〇一三年度に県管理の河川三千キロのうち、対策が必要な箇所の一三六十五キロ分をリストアップしたが、対応を終えるまでには長い年月と膨大な予算がかかる。担当者は「早く整備を進めないと」と焦りを口にする。

国内最大の海拔ゼロメートル地帯がある愛知県は、川の流れに対して高さや大きさが不足していたり、過去に漏水があったりした堤防を「重要水防箇所」と位置付ける。決壊を防ぐため、洪水時には消防団が土のうを積みむなどの作業に当たるほか、職員が年に一度歩いて点検。場所はホームページなどで公表している。

三重県内では昨秋の台風21号で、想定以上の雨水が流入して河川があふれ、伊勢市を中心に二千棟が浸水する被害が出た。これを受けて県は一八年度、十八河川で堤防を強化したり、川底の土砂を撤去して深くしたりするなどの改修に乗り出している。

ただ、県が対策を強化しているのは住宅地に近い比較的、大規模な河川に限られる。担当者は「今回の豪雨のような降り方は、河川改修では対応できない。いち早く避難してもらえない」と話した。

2018.7.14
中日新聞

「265km」という数字は、昨年の北九州豪雨などを受けて見直して出した数字。この265km分の「要整備河川」はどのくらいのペースで対応していくのか？

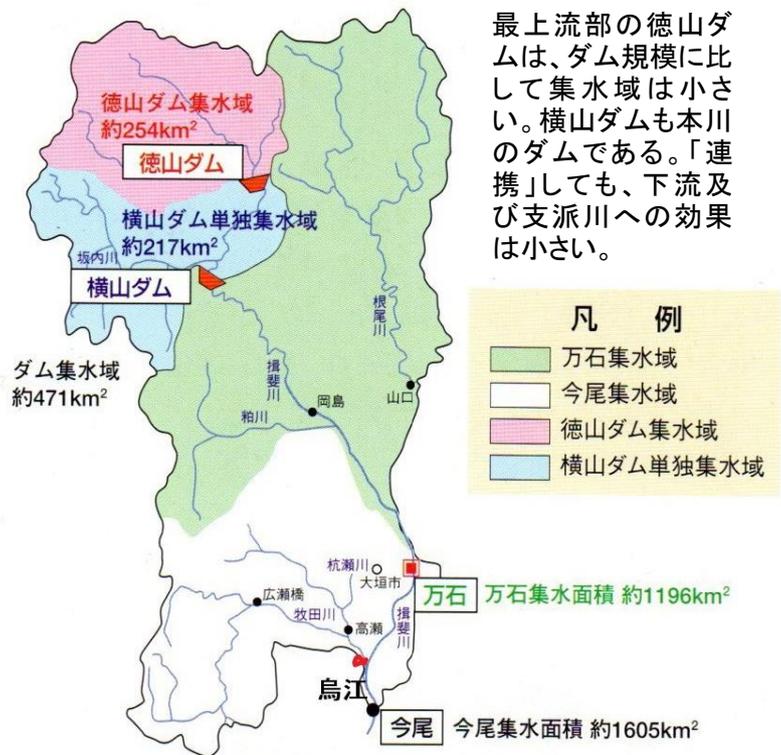
現状では、H26年策定の「岐阜県新五流総」のペース
「今後10年(H26~H35)で緊急性の高い50kmを整備する」

※ この年、国は、元の予算にはなかった増額分を補填するために、深刻な被害が多発している揖斐川支川杭瀬川の派川である「大谷川・荒崎地区」の対策に関係する費用を削って「移用」した。

◇ 揖斐川は安全になったのか？

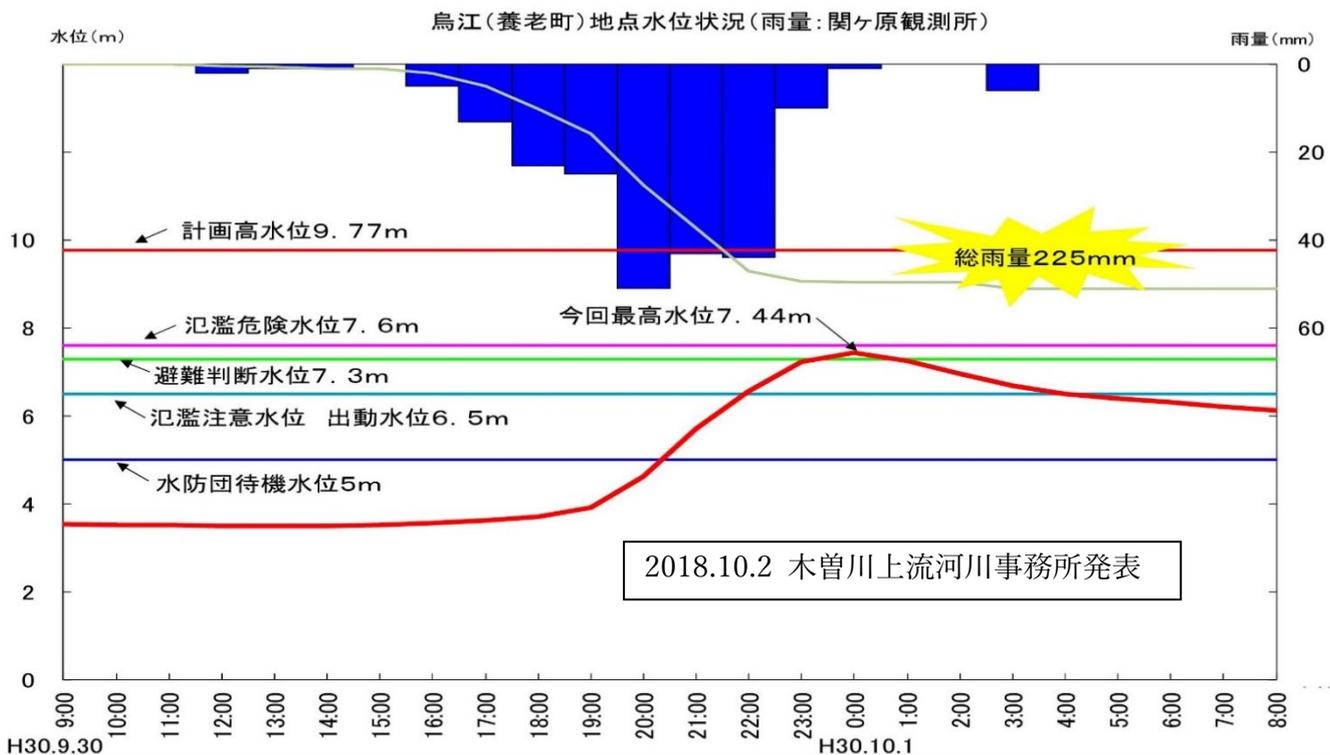
★ 2004年、事業費大幅増額（2540億円←3500億円）の際、梶原拓前知事は「徳山ダムさえできれば、揖斐川流域住民は枕を高くして寝られる」と断言し、流域市町の議会に「早期乾性油要望決議」をあげるように圧力をかけた。

★ 揖斐川では、「万石」より下流で合流する杭瀬川・牧田川の流域と、両川と揖斐川本川の合流点不8斤（高瀬・烏江）が、一番「危険」な場所であり続けている。杭瀬川沿いの池田町「市橋」は出水の度に水防団待機水位を超えている。越流堤に抜本的な対策がされていない大谷川右岸の荒崎地区住民は、相変わらず「枕を高くして寝られない」。



最上流部の徳山ダムは、ダム規模に比して集水域は小さい。横山ダムも本川のダムである。「連携」しても、下流及び支派川への効果は小さい。

【牧田川】岐阜県養老郡養老町（烏江観測所）で、避難判断水位を超過



◇ 徳山ダム管理費負担金

（H26年度を例として）
 管理費総額 約11億5767万円（年間）
 うち 岐阜県負担分（年間） 約2億4247万円
 水道水 = 約7655万円
 工業用水 = 約1億6591万円

★ 管理費負担金の考え方＝基本的に建設費アロケ

ア 負担割合（都市用水施設税（利水負担）を除く。）

	利 水 327.9/1000		治 水 672.1/1000
	水道用水	工業用水	
岐阜県	41.8/1000	90.7/1000	現在、治水分の 地方負担はゼロ
愛知県	94.2/1000		
三重県			
名古屋市	69.8/1000	31.4/1000	

徳山ダム新規開発水の推移

		1973年	1997年	2004年
名古屋市	上水	5.0	2.0	1.0
	工業用水	1.0	1.0	0.7
愛知県	上水	4.0	4.0	2.3
岐阜県	上水	1.5	1.5	1.2
	工業用水	3.5	3.5	1.4
合計		15.0	12.0	6.6

イ 負担割合（都市用水施設税（利水負担）分）

	利 水 1000/1000		揖斐川町 に支払い
	水道用水	工業用水	
岐阜県	127.7/1000	276.6/1000	
愛知県	287.2/1000		
三重県			
名古屋市	212.8/1000	95.7/1000	

＜参考＞ h26年度 他の支払い分

- ・愛知県＝約 1 億 4000 万円、
- ・名古屋市＝約 1 億 50000 万円、
- ・治水(国)＝約 4 億 1300 万円、
- ・発電(中電)＝約 1 億 300 万円

今年度まで国から1/4の補助、来年度からは補助はゼロ

山林公有地化事業（ダム周辺の山林保全措置に対する費用負担制度）

1999年に、西谷道路（＝現在の「徳山会館」付近から、戸入・門入のある西谷への道路）工事の影響で、クマタカFつがいが育雛に失敗したことが明らかになった（水公団は工事を1ヶ月止めて点検）。水公団と建設省は、イヌワシ・クマタカに影響が大きい西谷道路の建設をやめ、アクセスを絶たれる残存山林を岐阜県が買収して公有地化する、と決定し、徳山ダム建設費用から約250億円が、この制度の費用として岐阜県に渡された（正式決定は2004年の事業実施計画変更時点）。ふるさとの山に自由に戻れなくなる（※）旧戸入・門入の住民は反発。山林の所有者でもある住民の十分な同意を得ずに決めたため、反対住民が提訴し、2006年の湛水開始時には「湛水反対」の横断幕を掲げるアクションもあった。

※旧住民は、申し出によって 水機構が所有するダム管理船に乗って対岸に渡ることはできる。

2017年度末までに90.5%の買収が行われたが、県（県から委託を受けた揖斐川町）は、いまだ作業道を作っている段階、間伐などの管理事業は行っていない。結局、残存山林は、湛水開始から12年間もの間、放置され、今も管理事業開始の時期は明確でない。

発電事業 当初は電源開発（株）の事業 → 2007年、中部電力へダム使用权を譲渡

当初、揚水発電ダム（杉原地区に中部電力が下池を建設）として最大出力40万3000kWの発電を行う計画だった。2004年に揚水発電をやめ、発電規模を約15万kWに縮小（ダム事業費大幅増額にも拘わらず、発電負担分は殆ど増額せず）。2007年の譲渡の金額は「私企業同士の契約」ということで非公表だが、中部電力がそれまでの電源開発（株）への税金投入を頼りて「二束三文で買い叩いた」ことは確実。

徳山水力発電所2号機（最大出力2万4300kW）の営業運転開始は2014年5月15日。1号機（13万9000kW）の営業運転開始は2016年3月24日。通常時は2号機のみ運転。需要ピーク時に1号機も運転するとのこと。両者をフル運転した場合、最大出力は16万1900kW。

使用水量は、1号機：82.38m³/s、2号機：18.97m³/s。1・2号機同時運転の場合の合計最大使用水量は、100.4m³/s。

徳山ダム貯水池底層の水温上昇・・・徳山ダムの水は品質保証されていない。

★H24FU委員会徳山ダム定期報告

- ・ 貯水池内水温鉛直分布
- ・ 4月から12月にかけて表層付近に水温躍層が形成されている。
- ・ 冬季は循環期となり、水温は一様となる。

→ 余りにも深いので、循環が起こらない。その場合、底の水は4℃で滞留するはず。なぜ底の水の温度が高いのか？

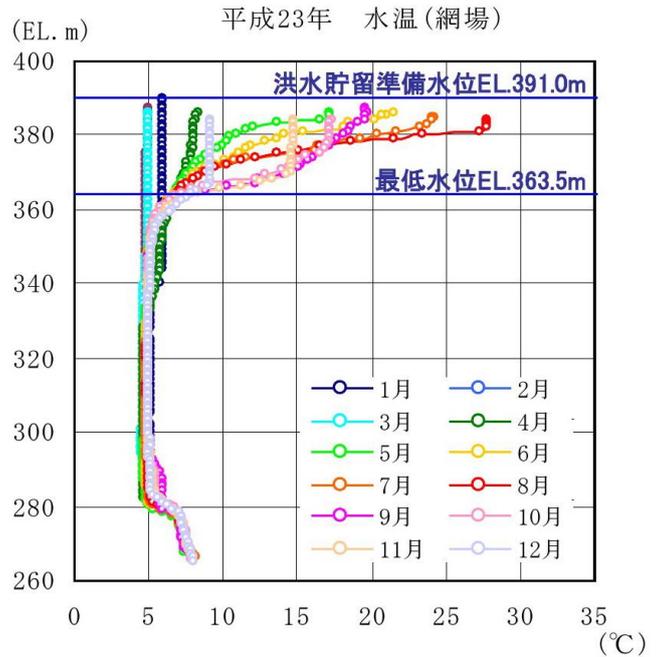
この日の沖野外輝夫委員の発言（議事要旨より）
 「貯水池底層のD0の挙動と選択取水設備の操作との関係、及び、底層の水温上昇の要因について、今後検討すべきである。」

↓ 調査へ

- ◇ 密度が高い 1.0002~1.0003 g/cm³
- ◇ 貧酸素・還元状態 D0は、多くの場合 0.5mg/L未滿
- ◇ 電気伝導率が高い（桁が違う） 50mS/m
 マンガンイオン 22~23mg/L
 （水道法水質基準では0.05mg/L以下）

↓

★ H29 (2017.12.15) FU委員会報告



貯水池底層の水温上昇について

(3) ダム運用への影響について



- 底層部の高水温・高密度水塊は、概ねEL.280m以深に分布していることを確認した。高水温については、今後、徐々に平衡状態に近づいて行くものと思われる。
- 各取水設備(左図参照)と、底層部の高密度水塊の分布域は十分離れており、取水時に底層部の水を巻き込んで放流する可能性は十分低いと考えられる。
- 最も低い標高にある水位低下放流設備からの放流(平成29年2月)の際の水質調査においても異常等は特に見られなかった。
- すなわち、底層部の高密度水塊は維持されるものの、これによるダム運用への影響はないものと考えられる。貯水池の水質状態については底層部を含め引き続き注視していく。

「問題」ある水は、EL.280m以下の底層なので、外部には出ていかなければ影響はない、という考えらしい。

自治体の主体的判断を促す「撤退／撤退ルール」

～ 愛知県、名古屋市は、徳山ダム導水路から「撤退」するべきだ

I 「撤退」「撤退ルール」が定められている

① 定義、背景

2002年12月、独立行政法人水資源機構法で「撤退」という用語が定義された。

定義：「撤退」（独立行政法人水資源機構法（2002.12.18公布、2003.10施行）第13条第3項）

当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者が、その後の事情の変化により当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしなくなる事

この定義も、その後の施行令の条文をみても、「撤退」は「流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者（＝利水者）」が判断することなのである。関係者との合意や国交大臣の認可等は「撤退」の要件ではない。

利水者が真剣に撤退を検討できるように、また「撤退」後に費用負担を巡って関係者間で揉めることのないように、利水者が撤退した場合の撤退負担金（利水者としての建設費負担は遡ってゼロになるが、撤退負担金を支払うことになる）の額及び事業に残留した関係者の新たな負担額の算出ルールを明らかにした「撤退ルール」が定められた（独立行政法人水資源機構法施行令21条・30条2項、特定多目的ダム法1条の2）。

背景には、1996年に名古屋市が「徳山ダムの水の半分（3m³/秒）返上」を表明したのを受けて、負担を巡って関係者間で揉めた、という事情がある。結局、名古屋市に一種のペナルティを課す形で、関係者が「半分返上」を認めることとなった。名古屋市はペナルティを甘受しても「半分返上」をするほうが、財政的に合理的だと判断したのだ。この時点で、名古屋市は長良川河口堰で確保した水は丸余りであり、専用施設建設の当ても無い状態であった。実際には徳山ダムの水など全く要らないのだから、このとき「全部返上」を敢行していれば、その後の徳山ダム及び徳山ダム導水路の事業の展開は随分違ったものになっていたであろう。大変、残念である。

水資源開発施設建設事業からの撤退とは

「事業からの撤退」

事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者（利水者）が、その後の事情の変化により当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしなくなる事
（独立行政法人水資源機構法13条3項）

「利水者」が「用に供しようとしなくなる事」
⇒水機構による事業実施計画の変更ではない

事業からの撤退通知があるとならぬか

事業からの撤退通知（申出）

流水を当該水道等用途に供しようとしなくなる事、が決まる
当該事業は撤退部分を除いたものに縮小する

費用負担を、縮小した事業に対応するよう算出し直し

事業実施計画の費用負担を変更

事業からの撤退通知により撤退が決まる

水機構法25条1項（事業実施計画が定める費用負担義務の根拠規定）
事業からの撤退を「した者」と規定
水機構法立法者説明資料
「自ら発意して」事業から撤退すると説明
特定多目的ダムの事業からの撤退
ダム使用権設定申請の「取下」（通知によって効果が発生）

事業からの撤退通知によって撤退が決まる（意思表示）
⇒撤退通知によって、撤退通知者は利水者でなくなる

撤退通知者は利水者が負担すべき水道等負担義務がなくなる

事業からの撤退があったときの水道等負担金の負担

事業からの撤退

水道等負担金の負担義務は遡及的なくなる
（撤退負担金の負担義務が発生）
納付した水道等負担金は全て返還される

事業からの撤退通知の後は、撤退することは決まるので、返還されることが明らかな水道等負担金を支払う意味はない

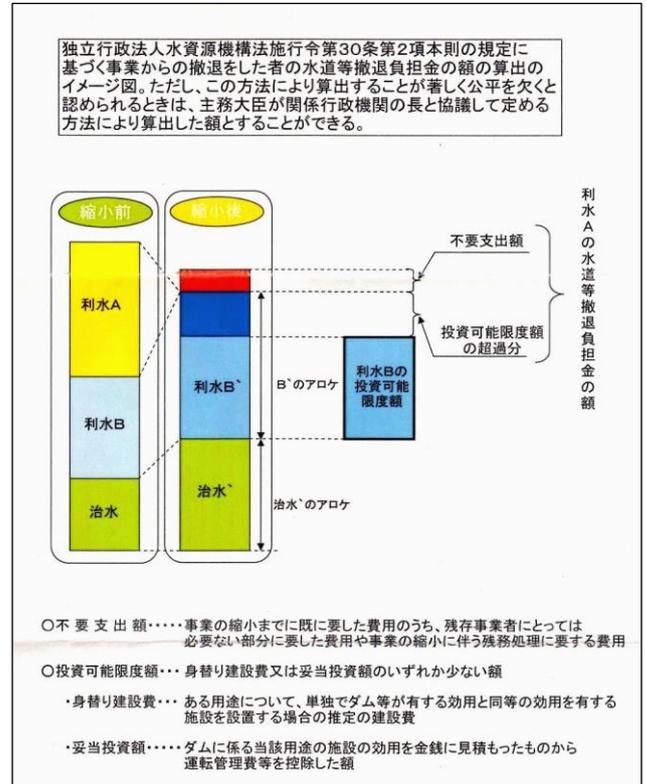
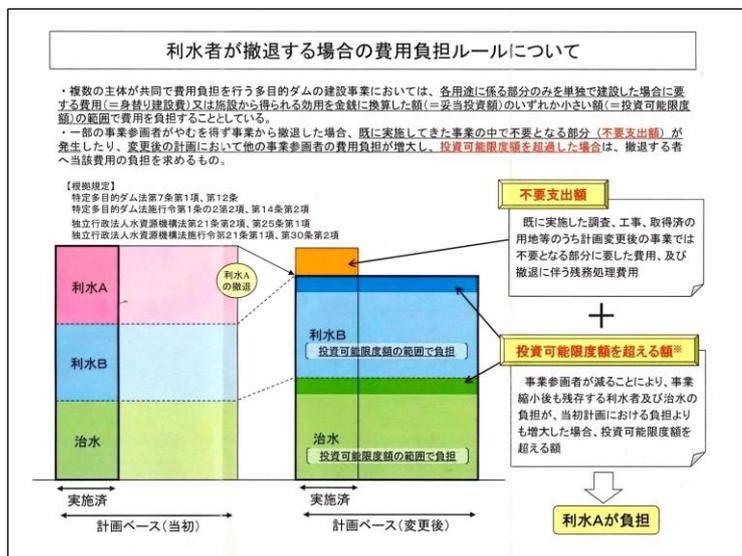
具体的な水道等負担金の負担義務ないし支払い義務はない

② 国交省の「説明」

水資源機構法施行令に「撤退ルール」が定められたのに伴い、国土交通省は、特定多目的ダム法適用の事業に関しても特定多目的ダム法施行令にも「撤退ルール」を追加した（特定多目的ダム法施行令第1条の2）。中味は同趣旨であり、この規定の条文のほうがわかりやすい。それらをまとめて図解にしたのが「国交省説明資料」である。この説明にはウソやゴマカシはない、と考えている。

また、この「撤退ルール」（撤退時の関係者負担額算出ルール）は、元々の事業計画策定時の負担額算出ルール（＝分離費用身替り妥当支出法）に則って、撤退が生じたとき、撤退者と事業残留者とに公平な負担を課そうとするものである。

国交省説明資料



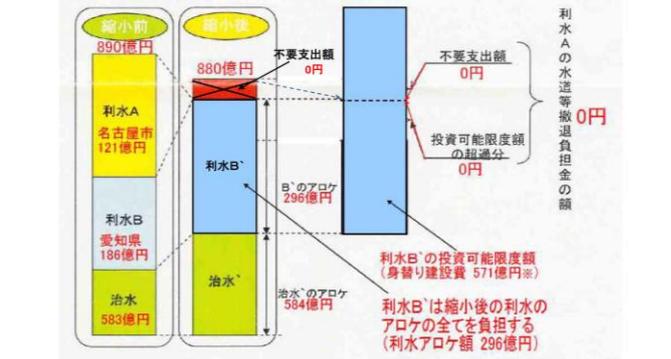
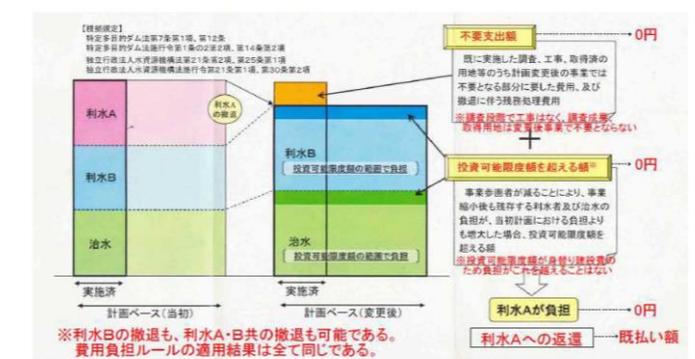
II 徳山ダム導水路事業（木曾川水系連絡同類路事業）の場合

① 利水者が撤退した場合の負担額

徳山ダム導水路事業（木曾川水系連絡同類路事業）について利水者が撤退した場合の負担額をみる。徳山ダム導水路事業の利水者としての参加者は愛知県と名古屋市の二つである。

徳山ダム導水路事業 利水者が撤退するときの費用負担ルール

徳山ダム導水路事業 利水者が撤退するときの費用負担額の計算



(1) 本体工事着工前に一利水者が撤退した場合

2009年5月、名古屋市長になったばかりの河村たかし氏が「(徳山ダム導水路事業から)撤退したい」とマスコミに喋って、かなりの大騒ぎになった。

Iで述べたように、本来、首長の腹を括っての決断で「撤退」は可能である。手続き的には、(水資源機構事業なので)事業者たる独立行政法人水資源機構理事長に公文書をもって「名古屋市は木曾川水系連絡導水路事業から撤退する」と伝えれば撤退は完了する。

あとは、導水路事業が継続するとなれば、「撤退ルール」に沿って、撤退者たる名古屋市の撤退負担金の額、及び残った利水者(この場合愛知県)と治水分負担者(国と3県)の新たな計算し直された負担額が算出されることになる。そして、次年度までに、撤退後の縮小された事業に対応する事業実施計画変更がなされるのが原則である(そうでないと事業は止まったままになる)。

では、名古屋市が「撤退」したら負担はどうなるか?

2009年時点で、徳山ダム導水路事業の本体工事は行われていない。なので「不要支出額」は生じない(このことは2009年に中部地方整備局に確認している)。本事業は2009年秋に「凍結」となっているため、現在も同様である。身替り建設費をもって妥当投資額としている(このことの妥当性には疑問があるが)以上、本体工事前に撤退すれば撤退負担金はゼロ円なのである。

他方、名古屋市の撤退後に、愛知県がなお利水者として残った場合には、負担額は大きく膨らむ。

こうなると、果たして愛知県は「事業参画を継続する/事業参画者として残る」という選択をすることになるのかどうか?

(2) 二利水者が両方とも撤退した場合

すべての利水者が撤退すると、水資源機構法に基づく水資源機構事業としては成立しないので、事業実施計画は廃止される。この場合は、元のアロケーションに従って清算するのが原則で、結局は各関係者が既支出分を負担して事業を終了することになるはずだ。

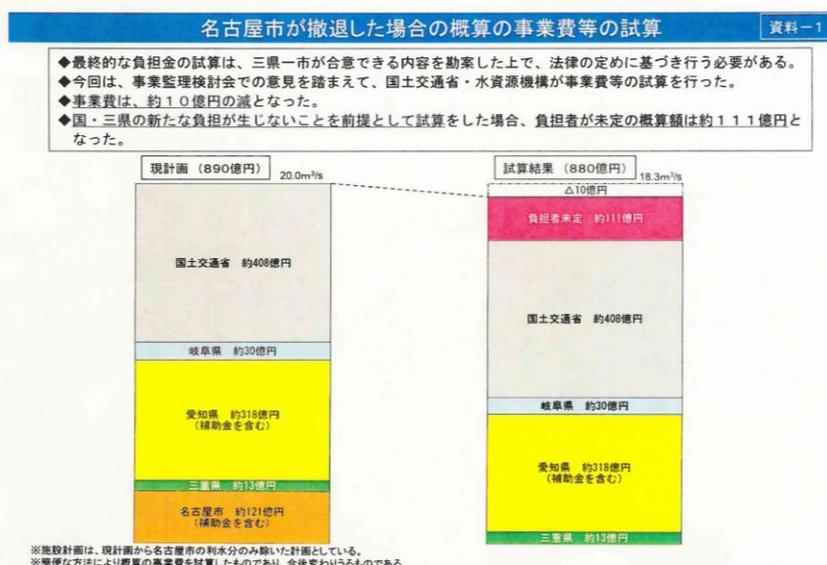
ただし、丹生ダムの例をみると、利水者全てが何らかの形で撤退意思を表明してから十数年もかかってようやく正式に中止が決まり、2017年3月に事業実施計画は廃止された(だが「事業廃止に伴う追加費用」が40億円発生していると言われ、精算が確定するのは10年後とされて水資源機構丹生ダム建設所は残っている)。水資源機構は事業を手放さないための「努力」をし、国交省は(積極的か消極的かはともかく)それに手を貸し続け、自治体は確信をもって撤退意思を通知する公文書を出さず・・・かくて、ダラダラと、税金や水道料金として一般市民が無駄な負担を負わされ続けている。

愛知県と名古屋市が、できるだけ早く、両方とも、明確に「撤退」を告げる公文書を独立行政法人水資源機構理事長宛てに送付するのが、一番スムーズで現実的な選択だ。

② 2009年に起こったこと一撤退させないための「撤退ルール」隠し

2009年5月15日、中日新聞朝刊一面トップに「名古屋市が導水路撤退」という見出しが躍った。これを受けて、同年7月10日に、「木曾川水系連絡導水路に係る三県一市副知事・副市長会議」(出席者一三県(岐阜・愛知・三重)副知事、名古屋市副市長、中部地方整備局長・同河川部長・水資源機構中部支社長。以下「副・副会議」という。)が非公開で開催された。

このときに中部地方整備局が作成した資料は右のようなものであった。

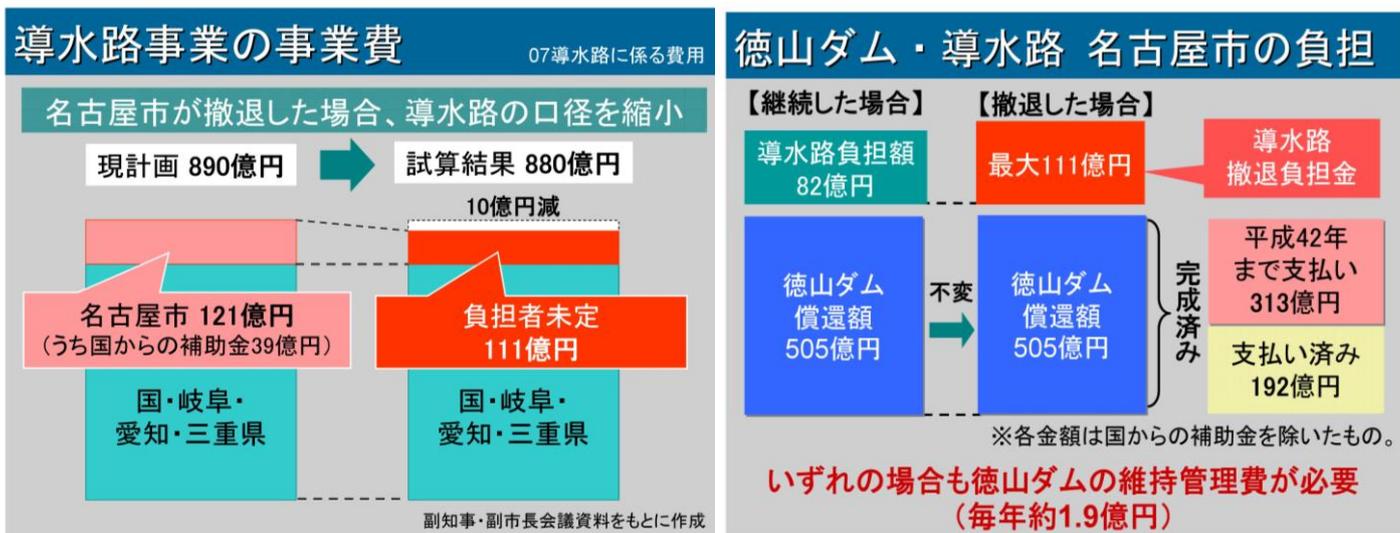


「撤退」があった場合の負担ルールは「撤退ルール」として定められているのであり、中部地方整備局としてまず示すべきは前出のような「撤退ルール」の原則に沿った試算のはずだ。

ところが中部地整は「国・三県の新たな負担が生じないことを前提として計算」という法令を逸脱した試算を行った上で「負担者未定＝111億円」なる数字を示したのだ。これについて情報公開請求による開示（2012年）後に中部地整の担当者が市民にした説明では、「三県から、新たな負担が生じないことを前提にした試算を資料にして欲しいと言われたから、そういう資料を作りました、『撤退ルール』に基づく試算はしていません」ということであった。本当に「撤退ルール」に基づく試算をしなかったのであれば、甚だしい怠慢である。多分、怠慢というより、愛知県（当時は積極推進派の神田真秋知事）や名古屋市上下水道局官僚から「河村市長をビビらせるような資料にして欲しい」という強い示唆があって、意図的に「撤退ルール」隠しをしたのだろう。

2009年8月2日、名古屋市公館で開催された「公開討論会」では、名古屋市上下水道局は副・副会議資料を受ける形で、「撤退したら徳山ダムの水が使えなくなる上に、111億円もの負担をしなければならない」としか受け取れない資料を作成した。

2009年8月2日公開討論会／名古屋市上下水道局説明資料



この資料作成にあたった職員は、副・副会議資料にミスリードされて、「撤退なんかしたら111億円を払わされるだけになって丸損だ」と本気で考えてしまったのかもしれない。しかしこれが事実でないことは上述の通りである。結果的に、名古屋市上下水道局は、市長と市民を騙したのだった。

河村たかし名古屋市長は、この「111億円がタダ払いになる」という脅しにビビって、すっかりトーンダウンし、2009年9月に国交大臣となった前原誠司氏に問題を「投げ」て、あとは「導水路問題は忘れ去る」ことになってしまったようだ。

② 愛知県、名古屋市は、一刻も早く徳山ダム導水路事業から「撤退」するべきだ

いかに「徳山ダムに多額のお金を注いだ」「徳山ダムはできちゃった」であっても、徳山ダムの水は要らない。さらなるムダ遣いは許されない。これ以上の自然環境破壊は罪悪である。

愛知県、名古屋市は、徳山ダム導水路から「撤退」するべきだ。「撤退ルール」は撤退しやすいルールなのである。早い段階で撤退すれば、それだけ住民・納税者が被る負担も軽くなる。できるだけ早く「撤退」決断することこそが最良の判断である。

以上